

平成18年12月25日

市長公室人事課

1 中川昌史に対する給与の自主返還について

支払った給与の自主返還額を次のとおり決定し、直ちに内容証明郵便で送付する。

(1) 給与の返還額（市支給分）

5年10箇月の支給額から既返還額、実労働分及び入院した日数とその病気に対する療養日数5日分を差し引いた額に、給与の支給日の翌日から年5分の遅延損害金を加算した額

給与支給額 22,250,647円

既返還額 30,439円

実労働分 176,787円

入院日数（療養期間） 64,880円

---

21,978,541円

+ 遅延損害金(年5分、支払日によって異なる)

(2) 職員互助会返還額

療養補給金 988,389円

+ 遅延損害金(年5分、支払日によって異なる)

(3) 支払期限 平成19年2月15日

上記支払期限内に支払いがない場合は、訴訟の手続きを行う。

2 病気休暇制度等の見直し

(1) 所属長及び職員の責務

ア 所属長は、職員の病状を的確に把握し、職員の人事管理と健康管理を適正に行うため、長期の病休者及び病気休職者に対し、自宅や病院の訪問等を少なくとも1月ごとに実施し、職員の病気の状況等を記載した報告書を人事担当課長を経て、総括安全衛生管理者に提出すること。

イ 所属長は、職員が1月以上又は通算して1月以上の病気休暇願が提出されたときは、所属部長に報告すること。

ウ 職員は、病気休暇又は病気休職の期間が1月以上にわたる場合は、1月ごとに療養報告書を所属長及び人事担当課長を経て総括安全衛生管理者に提出すること。

エ 職員は、病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ病気休暇願を所属長を経て、人事担当課に提出しその承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により、事前に提出できなかった場合は、理由書を添付し3日以内に提出すること。

## (2) 病気休暇制度

ア 病気休暇の期間は、医師の診断書に基づき療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、その期間は、次の期間を限度とする。

(ア) 公務上若しくは通勤による負傷又は疾病 引き続き1年

(イ) 結核性疾患 引き続き1年

(ウ) その他の負傷又は疾病 診断書の病名を問わず、病気休暇の期間を通算して1年(暦年)につき90日(病気休暇の期間が2年にわたる場合は引き続き90日)

イ 職員は、1月以上の病気休暇後に勤務に従事する場合は、勤務が可能である医師の診断書(就労が可能である証明)を提出すること。

## (3) 分限休職

ア 病気休暇が90日を超え、さらに長期間(15日以上)の療養を要する場合は、医師2名(公的医療機関を含む。)の診断書の提出を求めた上で、分限休職処分を行う。ただし、入院等で医師2名の診断書を提出できない場合は所属長の意見書を添付して産業医の意見を聴いた上で、分限休職処分を行う。

イ 医師2名の診断内容が異なる場合は産業医の意見を聴いた上で、それぞれ判断する。

ウ 病気休暇が90日を超え、さらに短期間(14日以下)の療養を要する場合は、年次休暇又は欠勤の取り扱いとすること。

## (4) 分限免職

ア 国が新たに制定した分限処分の指針に準じ、病気休暇や病気休職を繰

り返しその期間の累計が3年を超え、その後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合は、分限免職の対象とする。ただし、病気が明らかに別の要因で発生したと思慮される場合（例えば、精神疾患の病状が回復し、職場復帰後に交通事故による外傷により病気休職となった場合）については、新たな病気の発生として別に扱う。また、休職期間後に復職し、勤務実績が1年以上ある場合は、その後に発生した病気については、別の理由により発生したものとして、前の休職期間は通算しない。

イ アの場合において、分限免職をすべきかの判断をするため、医師2名を指定して、受診を促す。職員が医師2名の診断を受けない場合は、職務命令として受診を命じる。

#### (5) リハビリ出勤制度

特に心の健康問題等により休職中の職員が、早期に職場復帰できるようにリハビリ

出勤制度を試行する。

#### (6) 施行日

平成19年1月1日